

令和2年度女性起業家創出促進事業委託業務 募集要項

本要項は、県内の女性起業家や創業を希望する女性（以下「女性起業希望者」という。）に対し、ネットワークの構築、セミナー・イベント及び女性ビジネスアイデアコンテストの実施等により、女性の創業を促進する「女性起業家創出促進事業」の実施に当たり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

1 契約に付する事項

- (1) 業務名
女性起業家創出促進事業委託業務
- (2) 業務内容
別紙のとおり
- (3) 業務の履行期間
契約の日から令和3年3月15日まで
- (4) 限度額
8,264,180円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) 公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人又は中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

○企画提案の提出書類（提出部数：正本 1部、副本（正本の写し） 6部）

- ①女性起業家創出促進事業委託業務企画提案書（様式1）
- ②提案者概要書（様式2）
- ③事業内容（様式3）
- ④事業費積算書（様式4）
- ⑤セミナー、イベント等開催実績（様式5）
- ⑥誓約書（様式6）
- ⑦定款（法人のみ）
- ⑧役員名簿（法人のみ）
- ⑨直近1年間の事業報告書、収支計算書等（書式は自由です。）

4 企画提案書の提出

3の提出書類については、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和2年5月12日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送により、下記の提出先に提出してください。

(3) 提出先

公益財団法人 大分県産業創造機構
おおいたスタートアップセンター
〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル5F
電話 097-534-2755
FAX 097-534-2760

5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「おおいたスタートアップセンター委託業務企画提案競技審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所については、別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査基準

概ね次のとおりです。

- ・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。
- ・女性起業希望者が意欲を持って創業に踏み出すための工夫がなされているか。
- ・セミナー、イベント等の回数、曜日、時間の設定等に工夫があり、女性起業希望者が参加しやすいものとなっているか。
- ・ファイナリスト（女性ビジネスプラン発表会出場者）のさらなる活躍と成長を促すためのステップアップセミナーについて、効果的な内容となっているか。
- ・県外展開支援の内容が事業成長に資する効果的な内容となっているか。
- ・本事業実施に関する知見、ノウハウ、実績を有しているか。
- ・関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。
- ・事業終了後の継続的なフォローアップ等、参加者に有益な付随的効果が期待できるか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採択する事業を選定後、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問合せには、一切応じられません。

6 業務委託契約の締結

機構は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議の上、機構契約事務規程に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとします。

8 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案に係る審査以外には使用しません。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

(4) 提案に係る費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ①提案書類の提出期限を過ぎた場合
 - ②提案に参加する資格がない者が提案したとき
 - ③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき
- (6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

9 事業報告等

- (1) 事業実施者は、事業実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、機構あて提出すること。
- (2) 機構は、中間報告書または実績報告書を受領した場合、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、又は、機構職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

10 留意事項

- (1) 機構は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

11 本企画提案競技に関する問合せ先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2 ソフィアプラザビル 5F

電話 097-534-2755

FAX 097-534-2760

【問い合わせ受付期間】

令和2年4月22日(水)から令和2年5月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(別 紙)

業 務 内 容

1 目 的

人口減少が進み一億総活躍社会の実現が求められる中で、創業においても女性のチャレンジを促進し、女性ならではのアイデアを生かしたビジネス創出や創業者数の持続的確保を図ることが必要である。そこで、女性起業家ネットワークの構築やセミナー、イベント及び女性ビジネスプラン発表会の開催等を行うことにより、女性起業家の創出を促進することを目的とする。

2 委託業務内容

(1) 女性起業家ネットワークの構築

- ・県内の女性起業家や女性起業希望者の中から、女性起業家ネットワークに参加する会員を募集する。
- ・本事業の趣旨に賛同し、女性起業家の活躍と成長を継続的に応援する民間企業、金融機関等（以下「サポーター企業」という。）を募集する。
- ・本事業の趣旨に賛同し、女性起業家の活躍と成長を継続的に支援する市町村、商工団体、支援機関等（以下「パートナー」という。）を募集する。
- ・会員が交流するためのネットワークサイトを構築するためのウェブサイトを経営する。内容は、ファイナリスト（女性ビジネスプラン発表会出場者）、アンバサダー（前年度以前のファイナリスト）、サポーター企業及びパートナー等の紹介、並びにイベントや支援情報等とする。
- ・既存のウェブサイトと SNS（Facebook 等）を活用し、女性起業希望者がアンバサダー等に相談できる仕組みを運営する。具体的には、ウェブサイト内において、起業希望者からの申し出を受けた事務局（受託者）が、SNS 上でアンバサダー等とのマッチングを図る。
- ・女性起業家支援のネットワーク化を図るため、サポーター企業及びパートナーを対象に、女性起業家の支援について学ぶセミナー等を開催する。
- ・女性起業家ネットワークの会員が、相互に交流を深めることができるように創意工夫を図る。
- ・女性起業家ネットワークの会員が、テストマーケティングの機会を得るための展示イベント等を開催する。

(2) 県内外でのセミナー開催

- ・県内外で女性起業家や女性起業希望者を開拓するためのセミナー（地域カンファレンス）を県内で6回、県外で1回程度開催する。
- ・内容は、ファイナリスト及びアンバサダー等による講演やパネルディスカッション、女性起業希望者によるプレゼン、交流会等とし、各市町村や地域の女性団体

等との連携や地域性を考慮するなど、幅広い集客ができるように創意工夫を図る。

(3) 女性ビジネスプラン発表会の開催

- ・女性ならではのアイデアによるビジネス創出を図るため、ビジネスプラン発表会（おおいたスタートアップウーマンアワード）を開催する。
- ・ビジネスプラン発表会の開催に向けて、事業計画等の基礎知識を学ぶ勉強会の実施など、多くの参加者（エントリー）を集めるよう創意工夫を図る。
- ・選考により選出されたセミファイナリスト及びファイナリストに対して、ビジネスプランのブラッシュアップを図るセミナーを3回程度開催する。なお、開催方法や選考方法については、おおいたスタートアップセンターと協議の上、決定することとする。

(4) ステップアップセミナーの開催

- ・女性起業家（ファイナリスト及びアンバサダーを含む。）の経営知識及びビジネススキルの向上を目的とした勉強会を3回程度開催する。内容は、事業計画のブラッシュアップや資金調達・マーケティングの手法等、事業の拡大に資するものとする。

(5) 県外展開支援

- ・ファイナリスト及びアンバサダーに対して、県外で実施される展示会での出展支援（2ブース程度）を行い、販路拡大や事業成長に資するものとする。
- ・ファイナリスト及びアンバサダー等と県外の女性起業家との交流イベントを開催する。内容は、県外女性起業家による講演やパネルディスカッション、交流会等とし、ファイナリスト及びアンバサダー等の事業成長に資するものとする。

(6) 報告書の作成

- ・委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成する。

(7) その他

- ・感染症予防対応のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、委託者と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行う。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、委託金額の減額変更を行う。

(様式1)

女性起業家創出促進事業委託業務 企画提案書

年 月 日

公益財団法人大分県産業創造機構

理事長

殿

所在地

法人名

代表者

印

令和2年度女性起業家創出促進事業委託業務に、別紙のとおり関係書類を添えて応募します。

【担当者連絡先】

所 属

役 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

(様式2)

提案者概要書

年 月 日現在

名 称		
事務所の所在地	主たる事務所	〒 ー
	県内の事務所	〒 ー
設立年月日		
主な事業の概要		
収支状況	収入	千円
	支出	千円
職員数	常勤職員数	人
	非常勤職員数	人
提案事業内容 (概要)		
その他特記事項		

※団体案内（パンフレット等）があれば添付してください。

(様式3)

事業内容

(1) 事業コンセプト

※事業全体の実施方針、ねらい等について記載してください。

(2) 参加者募集方法

※参加者募集に係る広報方法等について記載してください。

(3) 業務ごとの具体的な実施方法

※3種の業務内容毎に、具体的な実施方法等について記載してください。

①女性起業家ネットワークの構築

②県内外でのセミナー開催

③女性ビジネスプラン発表会の開催

④ステップアップセミナーの開催

⑤県外展開支援

(5) 実施に係る独自の取組

※委託業務をより効果的に実施するために工夫する点について記載してください。

(6) 創業支援機関等との連携

※実施に当たって県内創業支援機関等と連携する場合は、その内容について記載してください。

(7) 参加者への事業終了後のフォローアップについて

※事業終了後の参加者への継続支援の内容等について記載してください。

(8) その他

※その他、本事業実施に当たって工夫する点等があれば記載してください。

※記載に当たっては、女性起業家の特性等を踏まえた配慮や工夫に留意してください。

(様式4)

事業費積算書

※本事業の実施に必要な経費をすべて記載すること。

※参加者から資料代実費相当額を「参加費」として徴することは差し支えない。

その場合は、積算額から当該参加費を差し引いた額を「差引事業費」とする。

区 分	金額 (円)	備 考
1 人件費		
2 謝金・報償費		
3 旅費・交通費		
4 通信運搬費		
5 消耗品費		
6 資料印刷費		
7 広告宣伝費		
8 会場借上料		
9 委託料		
10 その他事業に必要となる 経費		
11 一般管理費 (上記事業費の8%程度)		
12 合 計		
13 参加費		
14 差引事業費 (12 - 13)		

(様式6)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人大分県産業創造機構が必要とする場合は、大分県を通じて、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

公益財団法人 大分県産業創造機構
理事長 姫野 清高 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

法人・団体名

(ふりがな)

代表者氏名

印

代表者生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。